

岩国市監査告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 14 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 山 原 司

令和 2 年度第 2 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

総務部（総務課、秘書課、広報戦略課、職員課、人権課、契約監理課、用地管財課、情報統計課、危機管理課）

3 監査の実施期間

令和 2 年 10 月 22 日から同年 11 月 25 日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和 2 年 11 月 16 日付けで、桑田勝弘委員が片山原司委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 2 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 2 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めたが、次のとおり改善を要する事項があった。

(1) 特定事項

ア 総務課

AED（自動体外式除細動器）については、AEDを用いた救命事例が多数報告されているが、一方で、平成21年4月16日付けで厚生労働省から都道府県知事にあてた「AEDの適切な管理等の徹底について」では、「AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である」とされ、都道府県知事に対しては、「AEDの管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、庁舎などにおいて市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理の徹底」について、市町村への周知依頼をしている。

この度、市内に設置されている約150台のAEDのうち、総務課所管の本庁舎の2台について管理状況を確認してみたところ、設置されているAEDは使用可能な状態ではあったものの、「点検担当者の配置未済」「日常点検の未実施」など管理不十分な状況であった。